

小山町告示第6号

下記の財産について一般競争入札による売払いを行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び小山町契約規則（平成19年小山町規則第11号）第8条の規定に基づき公告する。

平成30年2月14日

小山町長 込山 正秀

記

1 入札に付する事項等

(1) 次の事項については、別添「販売物件明細書」のとおりです。

ア 売払番号

イ 物件所在地

ウ 伐採種（皆伐・間伐等）

エ 私有林・公有林の区分

オ 搬出期間

カ 樹種・数量・収穫面積

(2) 物件ごとの特約事項・入札条件等については、別添「特約事項」を参照してください。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を満たす者

(1) 地方自治法施行令第167条の4に該当しない者であること。

(2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体に該当しない者であること。

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これに類する業並びに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の事務所及び無差別大量殺人を行った団体の規制に関する法律（平

成11年法律第147号)第5条に規定する観察処分を受けた団体の事務所の用に供しない者であること。

(4) 町税を滞納していない者であること。

(5) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する本町の職員でないこと。

(6) 入札参加申込書を指定した期日までに提出した者であること。なお、入札参加申込書とあわせて、平成28又は29年度に小山町内において、立木販売事業、造林事業及び製品生産事業のいずれかの契約書の写し及び適切に事業が完了したことがわかる書類を提出してください。

(7) 平成29・30年度の小山町入札参加資格審査申請書を提出し、物品役務等の資格を有する者であること。

(8) 平成28又は29年度に小山町内において、立木販売事業、造林事業及び製品生産事業のいずれかの実績がある者であること。

3 入札関係書類の配布期間及び配布場所

(1) 配布期間

平成30年2月15日(木)から平成30年3月6日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 配布場所

小山町経済建設部農林課(小山町役場2階)

住所: 駿東郡小山町藤曲57番地の2 電話番号: 0550-76-6112

4 入札参加申込書の受付期間及び受付場所

(1) 受付期間

平成30年2月15日(木)から平成30年3月6日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 受付場所

小山町経済建設部農林課(小山町役場2階)

住所: 駿東郡小山町藤曲57番地の2 電話番号: 0550-76-6112

(3) その他

入札参加申込書は持参により提出すること。(郵送、インターネット等による申込みは受け付けない。)

5 入札執行の日時及び場所

入札の執行日時は平成30年3月8日（木）午前10時30分から午前11時までとし、場所は「小山町役場201会議室」（小山町役場2階）とする。また、入札参加者は、平成30年3月8日（木）午前10時から午前10時30分までに受付の手続きすること。なお、受付時間に遅れた場合は入札への参加を不可とする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

入札書は、本人又はその代理人が出頭して封書にて提出すること。また、理由のいかんにかかわらず、提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回は認められない。

(2) 入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、落札者が契約を結ばないときは、入札金額の100分の5以上に相当する違約金を徴収する。

7 入札の無効

小山町契約規則第19条に該当する入札は無効とする。

8 落札者の決定

予定価格以上かつ最高価格の入札者を落札者とする。この場合において、最高価格の入札者が2人以上あるときは「くじ」により落札者を決定する。

9 契約方法

落札者は、当該物件の売払決定通知を受理した日から7日以内に、町が定める所定の様式により売買契約を締結しなければならない。

10 契約保証金

契約保証金は、免除する。

11 用途の制限

落札者は買受けた財産を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これに類する業並びに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び無差別大量殺人を行った団体の規制に関する法律第5条に規定する観察処分を受けた団体の用に供してはならない。

12 その他

(1) 入札参加者は、本公告のほか、応募要領、販売物件明細書、特記仕様書、立木売買

契約書（案）等を熟知のうえ、入札に参加しなければならない。

(2) 入札及び契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨（円）とする。

(3) 照会窓口は、小山町経済建設部農林課（電話番号：0550-76-6112）とする。